

知基第150号  
令和4年8月10日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



沖縄県周辺海域における中国による危険な軍事訓練の  
中止を申し入れること等について（要請）

防衛省は、令和4年8月4日15時頃から16時過ぎにかけて中国が9発の弾道ミサイルを発射し、そのうち5発が、波照間島の南西の日本の排他的経済水域に落下したと推定していると発表しております。

県民が生活する島々の周辺海域に、中国がミサイルを落下させたことについては、一步間違えば甚大な被害を生じさせるものであり、極めて遺憾であります。

また、この周辺海域では、本県漁業者がマグロはえ縄やカジキ、底魚一本釣り等の漁業を行っており、今回の脅威に対して、大きな不安と恐怖を感じ、出漁を自粛するなど、大きな影響を受けております。

沖縄県としては、米中の対立等によりアジア太平洋地域の緊張が高まり、不測の事態が生ずることは決してあってはならないと考えており、機会あるごとに政府に対して、緊張緩和と信頼醸成について要請してきたところです。

今般の事態を受けて、県民の生命・財産の安全を確保する観点から、下記のとおり要請いたします。

記

- 1 県民の生命・財産の安全を脅かす危険な軍事訓練を沖縄県周辺海域で今後行わないよう、日本政府から中国政府に強く申し入れること。
- 2 地元自治体や漁業関係者等への事前の情報提供を適時適切に行うなど、住民生活の安全確保、我が国の排他的経済水域（EEZ）における本県漁業者の安全操業の確保のため、万全の措置を講ずること。
- 3 米中をはじめとする関係国などにおいて、今回の緊張状態をエスカレートさせることなく、冷静かつ平和的な対話を通じて緊張緩和が図られるよう、日本政府として積極的な役割を果たすこと。